

居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項

○事業者概要

事業者名称	ハローファイン薬局 サウス店
事業所所在地	〒542-0067 大阪府大阪市中央区松屋町3番22号メゾンセイル1A
代表者名	中尾 敦恵
電話番号	06-6765-0860

○事業の目的と運営方針

事業目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、当薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供者との密接な連携に努めます。 ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

○提供するサービス

当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
注) 居宅医療管理指導のまたは介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。

○職員の体制

薬剤師 1名、事務員 1名

○営業時間

原則として営業日及び営業時間は保険薬局として許可された営業日営業時間としますが国民の祝祭日、年末年始(日取りはその時の日の巡りにより変化します。)を除きます。

○利用料

介護保険制度の規程により、以下の通り定められています。 ※点数は全て1点(1単位) = 10円 計算例) 10点 = 100円(3割負担の方は30円、1割負担の方は10円の負担です。) 緊急対応、自己負担率、厚生労働省が定める地域やオンライン服薬指導等で点数が異なることがあります。
①居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費 単一建物居住者が1人 518単位/回 単一建物居住者が2人～9人 379単位/回 単一建物居住者が10人以上 342単位/回 算定する日の間隔は6日以上、かつ、月4回を限度。ただし、がん末期の方又は中心静脈栄養を受けている方の場合、週2回かつ月に8回を限度。
②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合1回につき100単位(①に加算)

令和7年6月1日
ハローファイン薬局 サウス店
開設者：有限会社シュウコウ・メディック
管理薬剤師：中尾 敦恵